

医歯薬学総合研究科学学位審査に関する申し合わせ

〔平成15年12月10日〕
〔医歯薬学総合研究科教授会〕

【博士課程】

1. 論文提出の資格について（学位審査規程第2条関係）

- (1) 学生は、課程修了のための学位論文（以下「論文」という。）に係る研究の進捗状況等の審査・指導を目的とする中間発表会において発表を行い、主任指導教員を始め専攻又は関係が深い研究領域の教員の指導・助言を得なければならない。
 - ① 中間発表会の実施時期は、3年次を原則とし、実施の方法・日時等詳細は、専攻又は研究領域単位で定めて実施（学位審査時に主査・副査となることが予想される教員の参加を考慮）する。
 - ② 在学期間の特例（3年修了、以下博士課程同様。）を受ける者に対する中間発表会は、これを論文受理の事前審査と位置付け、在学期間の特例を受ける場合の評価基準とともに、主任指導教員が推薦する場合の判断のひとつとする。
- (2) 在学期間の特例の適用の可否については、別途規定する「在学期間の特例を受ける場合の評価基準等について」に定める基準により判定する。
- (3) 論文を提出した者は、他の大学院等（留学を含む。）における研究指導又は専攻分野に関する科目の履修は認めないものとする。

2. 論文提出の時期について（第3条関係）

在学期間の特例の適用を受ける者の論文提出の時期は、3年次の1月以降（秋季入学者は3年次の7月以降）とする。

3. 論文提出の手続について（第4条関係）

- (1) 論文は、指導教員が事前に投稿することを承認した原著論文とする。論文が共著論文の場合、修了予定者は第一著者であることとし、論文審査制度を備えた国際誌、全国的な学会が発行する雑誌、又はこれに相当するものに掲載された欧文論文に限るものとする。
- (2) 論文内容の要旨は和文又は英文に限る。
- (3) 参考論文を提出する場合は、学位論文に関係する論文とする。
- (4) 学位審査規程第4条に規定する書類以外に必要とする書類
 - ① 論文申請確認書
 - ② 掲載承諾書（公表していない論文の場合）

公表することを確約した出版社、雑誌社又は学会等の「掲載証明書」又は「出版契約書」を論文提出の際に添付する。
 - ③ 承諾書（論文が共著論文の場合）

承諾書は、全共著者の承諾書を提出するものとする。
- (5) テーシス形式で論文を提出する場合
 - ① 論文の基礎となる学術論文は、論文に関係する原著論文とし、うち1編以上は3の(1)のとおりとする。

また、公表した原著論文については、著者名（全員）、題名、掲載雑誌、巻、頁及び掲載年号を論文目録に明記するものとする。

なお、出版社、雑誌社又は学会等に受理されているが公表前である原著論文については、受理されたことを証明する書類を添付しなければならない。
 - ② 学位審査規程第4条に規定する書類以外に必要とする書類として、論文の基礎となる学術論文を1部提出するものとする。
 - ③ 学位審査規程第4条に規定する書類以外に必要とする書類として、論文の基礎となる学術論文が共著論文の場合、全共著者の承諾書を提出するものとする。
 - ④ 審査を経て論文に変更が生じた場合は、審査終了後に完成論文として1部を製本し、大

学院担当へ再提出するものとする。

4. 受理審査について（第5条関係）

- (1) 受理審査は、学位論文事前審査会（以下「事前審査会」という。）開催日の前週の月曜日までに研究科長〔生命医科学域・研究所事務部学務課大学院担当（以下「大学院担当」という。）〕へ提出された論文について行うものとする。
- (2) 受理審査における事前審査会配付資料は、提出された論文内容の要旨とする。なお、単位修得状況及び付記する学位の専攻分野についても一覧表配付をもって説明に替えるものとする。

5. 学位審査委員（以下「審査委員」という。）について（第6条関係）

- (1) 主任指導教員は、受理審査を諮る事前審査会開催日の前週の月曜日までに、事前審査会で承認を得たい主査1人及び副査2人以上の氏名（教授会構成員以外の者を副査に加える場合はその者の履歴書等の書類を含む。）及び付記する学位の専攻分野を大学院担当へ報告するものとする。受理の可否、審査委員の選出及び付記する学位の専攻分野の審査等は一括して行う。
- (2) 教授会構成員以外の教員等1人を副査に加える場合は、博士の学位を有する者を原則とする。
- (3) 共著論文の場合、共著者である教授は、審査委員（主査及び副査）となることはできないものとする。
- (4) 審査委員は、付記する学位の専攻分野に応じ、その審査が可能な者を選出するものとする。

6. 論文の審査及び最終試験について（第7条関係）

- (1) 公開審査会について

修了予定者は、教授会が主催する公開審査会において論文を発表しなければならない。

- ① 発表は、英語又は日本語で行う。
- ② 時間は、修了予定者1人について、質疑応答を含め1時間以内とする。
- ③ プロジェクター及び説明資料等の準備は、発表者の責任で行う。
- ④ 公開審査会の司会は、主査又は副査が行う。
- ⑤ 主査及び副査は公開審査会の日時等を決定し、大学院担当へ通知するものとする。大学院担当は当該日時等を修了予定者へ連絡するとともに、教授会構成員に対しては医歯薬ホームページで案内する。

- (2) 論文審査及び最終試験について

審査委員は、受理審査後6週間以内に論文の審査及び最終試験を行うものとし、その結果の要旨を所定の様式により研究科長〔大学院担当〕へ報告するものとする。なお、提出する結果の要旨は和文又は英文に限るものとする。

ただし、審査委員が海外に在住している等特段の事情がある場合は、所定の様式に押印又は署名された画像及びその画像に関する審査委員からの受信メールの写しを提出することで、原本に代えることができる。併せて、審査委員は、希望する課程修了の可否を付議する教授会の期日を決め、当該教授会が開催される1週間前までに上述の報告（所定の様式提出）とともに大学院担当へ連絡（都合により議題から取り下げる場合は、速やかに連絡願う。）するものとする。特に、学位の授与期日が決められている標準修業年限内の修了予定者の審査については、教授会開催期日に留意する。

〔所定の様式及び提出部数等〕

論文審査の結果の要旨（様式第5号）：1部（他に電子データを提出すること。）

最終試験の結果の要旨（様式第6号）：1部（他に電子データを提出すること。）

7. 課程修了の可否について（第8条関係）

- (1) 教授会における審査委員（主査）の論文審査の結果の要旨及び最終試験の結果の要旨は、報告資料として事前に配付し、これを修了予定者個々の説明に替える報告として取り扱う。

- (2) 課程修了の可否の投票は、学務委員長による事前審査会での事前審査の結果報告を経て行うものとする。(教授会構成員の2／3以上の出席で、出席者の2／3以上の賛成で可決(長崎大学学位規則第12条第2項))

なお、質疑等が生じた場合には、当該修了予定者の主査又は副査に説明を求めたうえで投票を行うものとする。

- (3) 教授会に主査が出席できない場合は、次回以降の教授会に付議するものとする。

【博士前期課程】

8. 論文提出の手続について（第12条関係）

- (1) 論文は、和文又は英文とし、提出した論文は審査終了までの間は審査用として使用する。
審査終了後は、完成論文図書室保管用として1部を両面印刷し、医歯薬学総合研究科薬学系事務室学務担当へ再提出するものとする。
- (2) 審査用として提出する論文内容の要旨は、所定の発表会用要旨（A4版2枚以内）をもって替え、200部（学務担当で番号確認後、各人が印刷）提出させる。

9. 論文の審査及び最終試験について（第14条関係）

- (1) 学位論文発表会について
修了予定者は、教授会が主催する学位論文発表会で論文を発表するものとし、発表の時期、日時及び実施方法等の詳細は、薬学系会議において定め実施する。
- (2) 論文審査及び最終試験について
審査委員の論文審査及び最終試験の教授会への報告は、「論文審査の結果の要旨及び最終試験の結果報告（様式第7号）」により、薬学系会議へ行う。

10. 課程修了の可否について（第15条関係）

- (1) 課程修了の可否及び付記する学位の専攻分野は、薬学系会議において個々に審議し、その結果を一括して教授会へ報告（修了予定者名簿等による。）する。
- (2) 教授会は、薬学系会議の報告に基づき、可否を一括して議決する。なお、学長への学位審査報告書に記入を要する学位授与を可とする者の人数は、当該教授会出席者数とする。

【博士後期課程】

11. 論文提出の資格について（第 17 条関係）

- (1) 学生は、課程修了のための論文に係る研究の進捗状況等の審査・指導を目的とする中間発表会において発表を行い、主任指導教員を始め専攻又は関係が深い研究領域の教員の指導・助言を得なければならない。
 - ① 中間発表会の実施時期は、2 年次を原則とし、実施の方法・日時等詳細は、専攻又は研究領域単位で定めて実施（学位審査時に主査・副査となることが予想される教員の参加を考慮）する。
 - ② 在学期間の特例（2 年修了、以下博士後期課程同様。）を受ける者に対する中間発表会は、これを論文受理の事前審査と位置付け、在学期間の特例を受ける場合の評価基準とともに、主任指導教員が推薦する場合の判断のひとつとする。
- (2) 在学期間の特例（1 年）については、これを 2 年とし、適用の可否については、別途規定する「在学期間の特例を受ける場合の評価基準等について」に定める基準により判定する。

12. 論文提出の時期について（第 18 条関係）

在学期間の特例の適用を受ける者の論文提出の時期は、2 年次の 1 月以降（秋季入学者は 2 年次の 7 月以降）とする。

13. 論文提出の手続について（第 19 条関係）

- (1) 論文は、テシス形式とする。なお、提出した論文は、審査終了までの間は審査用として使用する。審査終了後に完成論文として 1 部を製本し、大学院担当へ再提出するものとする。
- (2) 論文の基礎となる学術論文は、論文に関係する原著論文とし、審査用として提出する部数は 3 部とする。
- (3) 原著論文は、1 編以上で、うち 1 編は英文で記述されたものとする。

なお、公表した原著論文については、著者名（全員）、題名、掲載雑誌、巻、頁及び掲載年号を論文目録に明記するものとする。

また、出版社、雑誌社又は学会等に受理されているが公表前である原著論文については、受理されたことを証明する書類を添付しなければならない。
- (4) 論文内容の要旨は和文又は英文に限る。
- (5) 学位審査規程第 19 条に規定する書類以外に必要とする書類として、論文の基礎となる学術論文が共著論文の場合、全共著者の承諾書を提出するものとする。
- (6) 以上の他、様式の注意事項等の詳細については、薬学系において定める。

14. 受理審査について（第 20 条関係）

- (1) 受理審査は、事前審査会開催日の前週の月曜日までに研究科長〔大学院担当〕へ提出された論文について行うものとする。
- (2) 受理審査における事前審査会配付資料は、提出された論文内容の要旨とする。なお、単位修得状況及び付記する学位の専攻分野についても一覧表配付をもって説明に替えるものとする。

15. 学位審査委員について（第 21 条関係）

- (1) 主任指導教員は、受理審査を諮る事前審査会開催日の前週の月曜日までに、事前審査会で承認を得たい主査 1 人及び副査 2 人以上の氏名（教授会構成員以外の者を副査に加える場合はその者の履歴書等の書類を含む。）及び付記する学位の専攻分野を大学院担当へ報告するものとする。受理の可否、審査委員の選出及び付記する学位の専攻分野の審査等は一括して行う。
- (2) 教授会構成員以外の教員等 1 人を副査に加える場合は、博士の学位を有する者を原則とする。

16. 論文の審査及び審査委員について（第 22 条関係）

(1) 公開審査会について

修了予定者は、教授会が主催する公開審査会において論文を発表しなければならない。

- ① 発表は、英語又は日本語で行う。
- ② 時間は、修了予定者 1 人について、質疑応答を含め 1 時間以内とする。
- ③ プロジェクター及び説明資料等の準備は、発表者の責任で行う。
- ④ 公開審査会の司会は、主査又は副査が行う。
- ⑤ 主査及び副査は公開審査会の日時等を決定し、大学院担当へ通知するものとする。大学院担当は当該日時等を修了予定者へ連絡するとともに、教授会構成員に対しては医歯薬ホームページで案内する。
- ⑥ 論文内容の要旨を必要部数印刷し事前に配付する。

(2) 論文審査及び最終試験について

審査委員は、受理審査後 6 週間以内に論文の審査及び最終試験を行うものとし、その結果の要旨を所定の様式により研究科長〔大学院担当〕へ報告するものとする。なお、提出する結果の要旨は和文又は英文に限るものとする。

ただし、審査委員が海外に在住している等特段の事情がある場合は、所定の様式に押印又は署名された画像及びその画像に関する審査委員からの受信メールの写しを提出することで、原本に代えることができる。

なお、論文審査のため審査委員のみに論文を配布する。併せて、審査委員は、希望する課程修了の可否を付議する教授会の期日を決め、当該教授会が開催される 1 週間前までに上述の報告（所定の様式提出）とともに大学院担当へ連絡（都合により議題から取り下げる場合は、速やかに連絡願う。）するものとする。特に、学位の授与期日が決められている標準修業年限内の修了予定者の審査については、教授会開催期日に留意する。

〔所定の様式及び提出部数等〕

論文審査の結果の要旨（様式第 5 号）：1 部（他に電子データを提出すること。）

最終試験の結果の要旨（様式第 6 号）：1 部（他に電子データを提出すること。）

17. 課程修了の可否について（第 23 条関係）

- (1) 教授会における審査委員（主査）の論文審査の結果の要旨及び最終試験の結果の要旨は、報告資料として事前に配付し、これを修了予定者個々の説明に替える報告として取り扱う。
- (2) 課程修了の可否の投票は、学務委員長による事前審査会での事前審査の結果報告を経て行うものとする。（教授会構成員の 2／3 以上の出席で、出席者の 2／3 以上の賛成で可決（長崎大学学位規則第 12 条第 2 項））
なお、質疑等が生じた場合には、当該修了予定者の主査又は副査に説明を求めたうえで投票を行うものとする。
- (3) 教授会に主査が出席できない場合は、次回以降の教授会に付議するものとする。

18. 学位授与の期日について（第 24 条関係）

第 24 条第 2 項中の「1 年を超えて在学する者」の「1 年」は、「2 年」と読み替える。

【論文博士】

19. 論文提出の資格について（第25条関係）

(1) 語学（外国語（英語））試験（以下「語学試験」という。）について

学位を申請しようとする者は、第25条に定める研究歴を有し、かつ、本研究科が実施する語学試験に合格した者とする。なお、語学試験の有効期限は合格日から5年とする。

ただし、以下の者については、語学試験を免除する。

- ① 単位取得退学者
- ② 単位取得前退学者のうち、入学試験時の英語の点数が60%以上の者で、入学時より5年以内の者

(2) 研究歴について

- ① 第25条第1項第1号に規定する「博士課程に4年以上又は博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得して退学した者」は、本研究科の単位修得退学者並びに本研究科前身の医学研究科、歯学研究科及び薬学研究科の単位修得退学者とする。

- ② 第25条第1項第2号、第3号、第4号及び同条第2項に規定する「医学、歯学又は薬学に関する研究歴」は、内容に応じて学位記に付記する専攻分野（医学、歯学、薬学、薬科学又は学術）の全ての研究歴に該当するものとする。

- ③ 第25条第2項第1号、第2号及び第3号に規定する期間は、本学に従事又は在学した期間とする。

- ④ 第25条第2項第4号に規定する「前各号と同等以上と認めた期間」は、長崎大学（以下「本学」という。）と共同研究契約を締結し、本研究科と極めて関連のある共同研究において、研究の主たる役割を担い研究職として従事した期間とする。

なお、当該研究期間の認定については、研究指導教員から申請者が研究に従事したことがわかる客観的な資料を提出の上、教授会で審議し、研究科長が承認するものとする。

- ⑤ 所定の論文提出の資格要件に係る研究歴のうち2年以上の期間は、本学の研究職員又は全日制研究生等として在籍しなければならない。

なお、大学院退学者の大学院在学期間は、全日制研究生と同様に取り扱うものとする。

- ⑥ 短期大学の専任教員として研究に従事した期間は、本学の専任教員として研究に従事した期間に含むこととする。

- ⑦ 全日制研究生の基準は、次のとおりとする。

月曜日から金曜日の1日7時間45分×5日の週38時間45分の通常時間帯に32時間以上を研究生として研究に従事することとする。

- ⑧ 歯学系の臨床研修期間について

ア 歯科医師免許交付後の臨床研修期間は、6月からの臨床研修開始であっても、その年は翌年3月までをもって1年間と計算する。

イ 勤務病院等に関係なく歯科医師免許取得後2年間の臨床経験があれば臨床研修期間とみなすものとする。

ウ 臨床研修期間に大学院生又は研究生として在学し、研究指導を受けた期間は、歯学に関する研究歴の期間とする。

- ⑨ 日本学術振興会論文博士取得支援事業採用者の学位審査は、学位審査規程及び学位審査に関する申し合わせに準じて行うものとする。

20. 論文提出の手続について（第26条関係）

(1) 論文の区分について

論文は、「指導論文」及び「紹介論文」とする。ただし、この区分は、審査が終了するまでの取り扱いで、審査終了後は論文博士（乙）となる。

ただし、「指導論文」及び「紹介論文」ともに、所定の研究歴を有するものとする。

- ① 指導論文

「指導論文」とは、研究歴が研究科（本研究科に関わる全ての学部・研究所等を指す。以下同じ。）で行われたもので、提出する論文中に研究科の研究室で行われたことが明記（表

題中の所属機関に研究科の研究室名が記入されていること。) されているものとする。

② 紹介論文

「紹介論文」とは、「指導論文」として該当しない論文とし、本学に対して極めて貢献度が高い論文についてのみ例外的に認めるものとする。提出に当たっては、研究科の研究指導教授（以下「紹介教授」という。）を経て研究科長〔大学院担当〕へ申請するものとし、所属機関の長又は研究指導者の「紹介状」を添付しなければならない。

（紹介論文の事例）

- i 研究科の紹介教授等が何らかの形で指導に関わっており、紹介教授等の指導経過等の報告書をもって紹介状に替えることができる。
 - イ 論文に研究科の研究室で行われたことが明記されており、研究歴5年のうち一定期間を他大学の専任教員又は研究生等の身分で研究に従事した場合
 - ロ 論文に研究科の研究室で行われたことが明記されており、他大学（外国を含む。）の教員が研究科の研究室において研究員等の身分で研究指導を受け、論文を完成して提出した場合
 - ハ 論文に研究科の研究室で行われたことの明記がなく、研究歴が研究科の研究室におけるものである場合
- ii 論文、研究歴とも本研究科に関係がない場合、研究科長あてに正式な「紹介状」を提出させる。

(2) 提出論文の制限について

- ① 論文は、公表されたものとする。この場合の公表とは、学術雑誌に掲載が決定した論文で、以下のいずれかの状態にあり、第三者が閲覧可能な状況にあることをいう。

ア 冊子体のみの雑誌の場合：冊子で印刷されている。

イ 電子媒体のみの雑誌の場合：掲載雑誌のインターネットサイト上に掲載されている。

ウ 冊子体及び電子媒体をともに有する雑誌の場合：上記のいずれかの状態になっている。

ただし、学位審査規程第25条第1項第1号該当者（博士課程に4年以上又は博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得して退学した者）にあつては、公表済でない論文であってもよいものとする。この場合、公表することを確約した出版社、雑誌社又は学会等の「掲載承諾書」又は「出版契約書」を論文提出の際に添付するものとする。

なお、共著論文は、国際誌、全国的な学会が発行する雑誌又はこれに相当するものに掲載された欧文論文に限るものとする。

- ② 学位記に付記する学位の専攻分野を「薬学」又は「薬科学」とする場合の論文は、テーシス形式とし、その他の要件及び注意事項は次のとおりとする。

ア 論文の基礎となる学術論文は、論文に関係する原著論文とし、日本語又は英語で記述されたものとする。

イ 論文は、論文審査制度を備えた学術雑誌に掲載済みの原著論文、又は受理された原著論文に基づいて作成されたものとする。なお、印刷公表された原著論文は、著者名（全員）、題名、掲載誌名、巻、頁及び掲載年号を論文目録に明記するものとする。

ウ 原著論文は、3編以上で、うち1編は英文で記述されたものとし、かつ、第一著者とする。なお、審査対象の原著論文が共著の場合は、他の著者（全員）の同意書を添付するものとする。

エ 提出した論文は、審査終了までの間は審査用として使用する。審査終了後に完成論文として1部を製本し、大学院担当へ再提出するものとする。

オ 以上の他、様式の注意事項等の詳細については、薬学系において定める。

- ③ 論文内容の要旨は、和文又は英文に限る。

21. 受理審査について（第28条関係）

- (1) 受理審査は、論文に、参考論文又は履歴書等書類一式を製本したものを学位申請者資格審査委員会（以下「資格審査委員会」という。）で論文の提出資格等について審査した後、事前審査会に付議する。ただし、事前審査会における受理審査は、事前審査会開催日の前週の月

曜日までに資格審査委員会で審査した論文を対象とする。

- (2) 資格審査委員会は学務委員会をもって充てる。
- (3) 受理審査は、事前審査会において、申請者の経歴、論文及び論文内容の要旨について主任指導教員等の説明を求めたうえで決定する。

22. 学位審査委員について（第29条関係）

- (1) 主任指導教員等は、受理審査を諮る事前審査会開催日の前週の月曜日までに、事前審査会で承認を得たい主査1人及び副査2人以上の氏名（教授会構成員以外の者を副査に加える場合はその者の履歴書等の書類を含む。）を大学院担当へ報告するものとする。受理の可否、審査委員の選出は一括して行う。
- (2) 教授会構成員以外の教員等1人を副査に加える場合は、博士の学位を有する者を原則とする。

23. 論文の審査、試験及び試問について（第30条関係）

- (1) 公開審査会について

学位申請者は、教授会が主催する公開審査会において論文を発表しなければならない。

- ① 発表は、英語又は日本語で行う。
- ② 時間は、学位申請者1人について、質疑応答を含め1時間以内とする。
- ③ プロジェクター及び説明資料等の準備は、発表者の責任で行う。
- ④ 公開審査会の司会は、主査又は副査が行う。
- ⑤ 主査及び副査は公開審査会の日時等を決定し、大学院担当へ通知するものとする。大学院担当は当該日時等を学位申請者へ連絡するとともに、教授会構成員に対しては医歯薬ホームページで案内する。

- (2) 論文審査、試験及び試問について

審査委員は、受理後6週間以内に論文の審査、試験及び試問を行うものとし、その結果の要旨を所定の様式により研究科長〔大学院担当〕へ報告するものとする。なお、提出する結果の要旨は和文又は英文に限る。

ただし、審査委員が海外に在住している等特段の事情がある場合は、所定の様式に押印又は署名された画像及びその画像に関する審査委員からの受信メールの写しを提出することで、原本に代えることができる。併せて、審査委員は、希望する学位授与の可否を付議する教授会の期日を決め、当該教授会が開催される1週間前までに上述の報告（所定の様式提出）とともに大学院担当へ連絡（都合により議題から取り下げる場合は、速やかに連絡願う。）するものとする。

〔所定の様式及び提出部数等〕

論文審査の結果の要旨（様式第5号）：1部（他に電子データを提出すること。）

試験及び試問の結果の要旨（様式第11号）：1部（他に電子データを提出すること。）

24. 学位授与の可否について（第31条関係）

- (1) 教授会における審査委員（主査）の論文審査の結果の要旨及び試験及び試問の結果の要旨は、報告資料として事前に配付し、これを学位申請者個々の説明に替える報告として取扱う。
- (2) 学位授与の可否の投票は、学務委員長による事前審査会での事前審査の結果報告を経て行うものとする。（教授会構成員の2／3以上の出席で、出席者の2／3以上の賛成で可決（長崎大学学位規則第12条第2項））
なお、質疑等が生じた場合には、当該学位申請者の主査又は副査に説明を求めたうえで投票を行うものとする。
- (3) 教授会に主査が出席できない場合は、次回以降の教授会に付議するものとする。

附 則

この申し合わせは、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この申し合わせは、平成 22 年 8 月 4 日から施行する。

附 則

この申し合わせは、平成 25 年 3 月 13 日から施行する。

附 則

この申し合わせは、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この申し合わせは、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この申し合わせは、平成 28 年 10 月 5 日から施行する。

附 則

この申し合わせは、平成 29 年 4 月 5 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この申し合わせは、平成 29 年 10 月 4 日から施行する。

附 則

この申し合わせは、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この申し合わせは、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この申し合わせは、令和 4 年 2 月 2 日から施行する。